

平成27年3月23日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 平成27年3月23日(月)
午後1時30分
- 2 閉会の日時 平成27年3月23日(月)
午後2時55分
- 3 招集の場所 市民交流プラザふくちやま 4-1会議室
- 4 出席委員の氏名 倉橋 徳彦
瀬田 眞澄
大槻 豊子
塩見 佳扶子
荒木 徳尚
- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの
教 育 部 長 池 田 聡
教 育 総 務 課 長 眞 下 誠
次 長 兼 学 校 教 育 課 長 芦 田 誠
学 校 教 育 課 参 事 森 山 真
学 校 教 育 課 総 括 指 導 主 事 端 野 学
次 長 兼 生 涯 学 習 課 長 崎 山 正 人
生 涯 学 習 課 参 事 横 山 尚 子
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 芦 田 收
図 書 館 中 央 館 長 塩 見 英 世
- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者
教 育 総 務 課 長 眞 下 誠
- 7 議事及び議題
別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

- | | |
|-------|------------|
| 議第53号 | 原案どおり可決、承認 |
| 議第54号 | 原案どおり可決、承認 |
| 議第55号 | 原案どおり可決、承認 |
| 議第56号 | 原案どおり可決、承認 |

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

平成 年 月 日

福知山市教育委員会 委員長

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

教育委員会会議録調製者 教育部長

教育委員会会議録

1. 開会

倉橋委員長が開会を宣告。

2. 前回会議録の承認

2月に開催しました教育委員会会議録について、出席委員全員異議なく、承認されました。

3. 教育長報告の要旨

荒木教育長から以下の報告がありました。

①福知山市立雀部幼稚園閉園式について

昭和28年私設幼童学級として開設され、昭和32年度から福知山市立雀部幼稚園として移管認可されてから58年が経ちました。

この間、3,467人の子どもたちが巣立っていきました。多いときは4クラス100人以上が通っていた時期もありましたが、近年、少子化、核家族化、保護者の就労の変化など幼児を取りまく環境が変化する中、福知山市幼稚園再編計画により、今年度末をもって閉園となります。

②生徒（女生徒・軽い知的障害・生保）の通学手段の確保について

母子の2人暮らしで極端な過疎地域に住居があり、車を持たない家庭であります。生徒は平坦地でないと自転車にも乗れないため、朝の登校は学校教育課長、理事が輪番で送るなどの対応をしてきました。また、下校は学校の管理職が対応し、かねてより安全・安心な通学をどうするかが課題でありました。

2月27日、母親、民生委、校長、タクシー会社、教委、学校等が一堂に会して対応を決定しました。朝の登校は、タクシー会社に依頼し、帰路は福祉のNPOバスを利用することとなりました。しかしながら、今後の課題として「自立」の視点を踏まえて対応することが大切であると考えます。

③市「心の教育」実践活動・中央本部全体委員会（1年のまとめ）について

今年度は、指導主事から「本市の生徒指導の現状と課題」を報告いたしました。その内容は資料のとおりです。

平成26年度（平成27年1月現在）は、生徒指導上の課題が小学校で70%、中学校で20%減少しました。これは、1つ目には、シームレス学園構想の取り組みが充実してきた背景があります。2つ目には、児童・生徒のボランティア活動など自主活動が進んだこと、3つ目は情報の共有が進んだことです。教育委員会も含めて情報を共有できる体制が整ってきたということです。4つ目には警察との連携です。全小中学校で非行防止教室の開催、薬物乱用防止教室の開催、SNSの正しい使用・情報モラルについて学習させていただきました。こういったことが生徒指導上の課題の減少となった要因であると思われれます。

現状においては、対教師暴力が減少しております。そして喫煙も減少しております。問題行動としては、SNSを使った問題行動、蝟集、自転車の盗難、失神ゲーム、タイマン、ラインによるトラブル、ユーチューブへの動画の投稿があります。また、児童虐待は、小学校27名、中学校12名です。虐待している親は子どものとき虐待を受けており、負の連鎖がたちきれていない現状にあります。そして、いじめの問題です。早期発見早期対応を基本としていじめ

の芽をつもうと本市では取り組んでいます。

④「キツネ山1号墳」から出土した土器類、玉類、金属製品類の展示について
市立図書館中央館2階において15日まで、大江町高津江の「キツネ山1号墳」から出土した土器類、玉類、金属製品類を40点展示しています。かねてから「旬の展示館」と申し上げておりましたが、今回まさに旬の文化財の展示の機会になったと思います。

⑤「市民交流プラザ」1月末現在の来館者状況について
駅前の新たな賑わい拠点としてオープンした「市民交流プラザふくちやま」は、開館当初より、市民、近隣市町から多くの来館者を得ております。特に、図書館オープン後は、1日平均1,300人以上の来館者を数え、3月で20万人を超える利用者がありました。

倉橋委員長 教育長から5点、報告をいただきました。御質問、御意見はありませんか。

全委員 特になし。

倉橋委員長 では、次に議題へ移ります。

4. 議事

(1) 議第53号(市立幼稚園児の定員の一部改正について)

眞下教育総務課長

失礼いたします。

それでは、「議第53号 市立幼稚園児の定員の一部改正について」、御説明申し上げます。

教育委員会議案「その1」の2ページをお願いいたします。

幼稚園の定員については、昨年策定しました福知山市立幼稚園再編計画に基づき、27年度から3園体制、3歳児保育の実施開始として準備を進めているところです。

再編計画に沿って昨年11月に、平成27年度園児募集を行なったところですが、問い合わせが多かった3歳児は、1クラス定員を5名増員して入園予定者を決定しました。

新年度を前にして、現行規則に定める幼稚園定員と、現状が乖離していることから、現状に沿うよう改正するものです。

これに伴い、4ページの新旧対照表にもありますように、募集では3歳児は1クラス25名、4歳児は1クラス30名、5歳児は1クラス35名定員として、福知山幼稚園、成仁幼稚園は入園定員105名、3歳児1クラス、4歳児、5歳児が各2クラスとする昭和幼稚園については175名とします。

また、雀部幼稚園、現在休園中の遷喬幼稚園、大正幼稚園の廃園については、昨年9月定例市議会において、「福知山市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」提案し、平成27年3月31日をもって廃園とするための議決を受けておりますので、4ページの新旧対照表にもありま

すように、これら3幼稚園を削除するものでございます。

また、本則の題名についても、「福知山市立幼稚園児の定員」に改めるものです。以上でございます。

倉橋委員長 このことについて、御質問や御意見ありましたら、お願いします。

全委員 特になし。

倉橋委員長 それでは、議第53号について決議をさせていただきます。

全委員 異議なし。

倉橋委員長 それでは、異議はないので、可決承認いたします。
次に議第54号「福知山市いじめ防止基本方針（案）の制定について」の説明をお願いします。

（2）議第54号（福知山市いじめ防止基本方針（案）の制定について）

芦田次長兼学校教育課長

資料では、6ページからでございますが、あと7ページからが方針案となっております。これは、ご承知のとおり「いじめ防止対策推進法」の関係でありまして、この法律に基づき基本方針を定めるということでございます。先月2月の定例教育委員会議では、これに先立ち、3月定例市議会に上程する「福知山市附属機関条例」に盛り込む第三者機関であります「いじめ防止対策委員会」についてご審議いただいたところで。

8ページが「目次」となっておりますが、この部分で、基本方針の全体概要を申し上げますと、「第1 いじめの防止等に対する基本的な方向」としてありますが、この方針の5ページまでで基本方針の総論的なことを書いております。

そして、「第1」の項を受けて、「第2」では、いじめ防止への福知山市の対応を、附属機関の設置なども含めて、市の指導的な方針を書いております。

「第3」では、学校が実施すべ施策について、「学校いじめ防止基本方針」の策定をはじめ、一連の取組の基本を書いております。なお、「学校いじめ防止基本方針」については、推進法の中で策定が義務付けられているため、既に今年度当初に各校で策定を終えております。また、昨今問題化しております「ネットいじめ」への対処も謳っております。

そして、「第4」では、いじめにかかわる重大事態への一連の対応を書いております。

それでは、本文での説明をさせていただきます。資料9ページをお願いします。

中ほどの「第1 いじめの防止等に対する基本的な方向」基本方針の総論部分ですが、まず、「1 いじめとは」という

ことで、「児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」として、「いじめ」の判断を表面的・形式的にすることなく、それぞれ子どもの感じ方や背景を考えて、個別に行うことが重要としています。「いやだ」とその子が思えば、「いじめ」として捉えるということでもあります。

また、その項の最後の段落ですが、推進法でも謳っております「保護者の責務」にも触れております。「家庭は、子どもの豊かな情操、生命を大切にする心、善悪の判断など、人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たす」とし、保護者は子供の教育に第一義的責任を有するとしております。

「(2) いじめの早期発見」では、総論的にその大切さを書いております。

次に、11ページをお願いします。「(3) いじめへの対処」として、いじめを受けた、それを知らせた児童生徒の安全確保、いじめた児童生徒の指導について書いております。そして、指導の留意点、詳細な調査、解決への適切な指導や取組、学校づくりなどを掲げております。

そして、(4)、(5)では、地域や家庭、関係機関との連携について書いております。

次、12ページでございます。「第2 いじめの防止等のための福知山市の対応」であります。

「1」の本市のいじめ防止等のための組織ですが、まず、「福知山市いじめ問題対策連絡会議の設置」であります。この連絡会議は、関係機関と連携し、いじめ防止に関わる対策のため、学校だけでなく、それぞれの関係機関の対応状況や持っている情報の交流と、児童等をいじめから守る取組について意見交換により、対策を検討するものです。委員は、そこに掲げております関係者により、15人以内で構成する予定です。

次の「福知山市いじめ防止対策委員会」であります。これがいわゆる、いじめ防止の対策や重大事態の調査などへの対処を行う「第三者機関」でありまして、ア～エに掲げておりますような役割を担うものであります。構成員は、その下に書いておりますように、弁護士や医師などの専門的分野や知識を有する方で、7人程度での構成予定です。この委員会は、推進法においては、市の構えでも設置できるものですが、本件は教育委員会の構えで設けるものです。

次に、13ページをお願いします。「いじめの防止等のために福知山市が実施する施策」として、「(1) いじめの防止」であります。先ほど総論として申し上げましたが、教育活動全体を通じた豊かな心の育成ということ、また心理や福祉の専門家、教員、警察官経験者などとの連携、また学校現場の教職員について、研修、相談体制の整備、心理・福祉の専門家と連携したカウンセリング能力の向上等を図るといったものです。

次ですが、「(2) いじめの早期発見」ですが、最初にも申し上げましたとおり、いじめを深刻化・重大化させないた

めの最も基本的な対応です。児童生徒や保護者、教職員等への相談体制の充実、定期的なアンケートなどによる実態把握、PTAなど、家庭や地域との連携が進むような体制や啓発に努めます。

次の「(3) いじめへの対応」ですが、京都府が設置するいじめ解消支援チームを活用し、外部機関や人材の協力体制の確保をはかります。また、いわゆる「ネットいじめ」に対応したルールやマナー定着のための情報提供や啓発を進めることといたします。また、ネット監視システムの活用も図り、さらに学校相互間での連携・協力体制も整備するものとしております。また、こういった取り組み状況の把握と共に、その検証もしていかなければならないと考えます。

資料15ページで、第3の「学校が実施すべき施策」であります。まず基本として、校長のリーダーシップのもと進めること、早期発見、情報収集に努めること、その中で、特定の教職員だけの対応にならないこととあります。具体的なこととしては、まず、「1 学校のいじめ防止基本方針の策定」ですが、これについては、最初に申しましたとおり、府の基本方針を参酌する中で、各校へ指示し、策定済みであります。次に、資料16ページです。「2 学校における対策組織」であります。学校の基本方針と共に、いじめの早期発見や対応を実行的に行うため組織を作るということです。これは、各学校では、「いじめ防止対策推進本部」とか「危機対応チーム」といった組織を、校長、教頭、生徒指導主任などを中心に、既に作っているところです。その役割としてはその下の「いじめ対策組織の役割」に挙げているようなこととあります。

次に、資料17ページで、「3 学校でのいじめ防止等に関する措置」であります。これも最初に申しあげたところですが、まず学校としては、市教委はもとより、スクールカウンセラー、少年サポートセンター、その他専門家と連携し対応することが肝要ということとあります。その中で、「(1) いじめの防止」においては、最近の取組の特色的なものとして、児童会・生徒会、また、児童・生徒自らが、いじめ問題を取り上げ、その防止を呼びかけるなどの取組も出てきており、そのことについても挙げております。

次の18ページ「(6)」には、ネットいじめへの対応についても、情報モラル教育や啓発活動について書いております。

次に「第4 重大事態への対応」であります。

まず、「重大事態の定義」として、次の19ページにかけて、「①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いとして、自殺、けが、金品被害、精神疾患などが生じた場合」、「②いじめで、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席した場合」などとしております。

次に、「2 重大事態が発生した場合の報告、調査」ですが、学校はそういった事態が発生したなら、学校は教育委員会へ、教育委員会からは市長に報告することになっています。

そして、まず、その事態の調査を学校が行う場合は、学校で組織する対策組織を中心にするようになります。教育委員会が調査する場合は、その事態が真に重大事態であるかどうかの見極めをしっかりとしたうえで調査を行い、その事態と利害関係のない第三者、つまり、先に説明をしました「いじめ防止対策委員会」に委ねることになります。ただし、一つ言えることは、いじめ防止対策推進法なり、いじめ防止基本方針の趣旨としては、重大事態への対処方法を定めているということではなく、そういった事態に至らないうちに、学校としては些細ないじめ段階からしっかり発見し、その芽を摘むということを求めていると認識をしておくべきと思います。

その他ということで、日々刻々と変わるいじめの実態からは、3年を目途として、見直すというものです。

倉橋委員長

それでは、御質問、御意見はありませんか。

この「基本方針（案）」はいじめ防止対策推進法を受けた内容でしょうか。文言等は同じなのでしょう。福知山市独自のものがあるのでしょうか。

芦田次長兼学校教育課長

いじめ防止対策推進法のなかではこういった内容はでておりません。国が示しておりますいじめ基本方針の案があり、これを受けて京都府が作成し、骨組みは学校も福知山市も同じであります。

大槻委員

第3者機関が機能することのない学校生活を送れることが大切であると思いますし、いじめの防止には保護者が子どもの教育の第一義的責任を有するということから保護者の責任も重いと思います。また子どもが1日の大半を過ごす学校の現場において、「いじめの防止」のところに『教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招くことがある』とありますように学校における先生の間関係も子どもに影響すると思います。一番大切なのは、たくさん目の子どもを見るということであると思いますので、私たち保護者を含め、学校の先生方や地域の方々の多くの目で子どもを見守っていただきたいと思います。

芦田次長兼学校教育課長

重大な事態に及ばないように早期に対応をしていかなければなりません。ここにあるのは、当たり前のことではありますが学校においても教育委員会においても、十分に認識し対処していかなければならないと考えております。

塩見委員

直接、児童生徒に接している教職員の人権の感性が大きくなりますので、この人権感性を涵養していく研修を実施していかなければならないと思います。

瀬田委員

規則や規定や基本方針は作ることが出来ますが、実際に運

用するのは「人」であります。それぞれの立場の人が規則や規定や基本方針に魂を入れるということであると思いますので、そこに携わる一人一人がこの方針を頭に入れて、原動力となるのは誰かを考えなければならないと思います。

芦田次長兼学校教育課長

法律や基本方針があるからこれで良いということではありませんので、魂を入れるというお言葉から教育委員会としては学校と連携し実際にこれに沿った対応をしていかなければならないと思います。

倉橋委員長

手続上の問題について、この「基本方針（案）」はこの場で議決をして確定するものではないと思いますが、どうでしょうか。

芦田次長兼学校教育課長

「基本方針」は、各地方自治体が作ることになります。最終は、市長への決裁を仰ぎます。

倉橋委員長

教育委員会が議決をした後、市長部局と調整し最終判断されて、公報されるということですね。

池田部長

これは、市で定めることとなっておりますので、この「いじめ防止基本方針」は人権推進室でも実務をすすめており、最終の市長決裁は人権推進室で行います。といいましても、この内容は教育委員会に関わるものが非常に大きいことから教育委員会が中心になって作っております。

瀬田委員

この議第54号では「制定する」となっておりますが、市として制定するのであれば、「市長へ上申する」などとなるのではないのかと思っておりましたがそうではないのですね。

芦田次長兼学校教育課長

基本方針の大筋は教育委員会で作成しておりますことから教育委員会でも説明し議決いただくものであります。

瀬田委員

全市的な取組みとして進めていただきたいと思います。

倉橋委員長

我々の議決はさせていただき、最終決定は市長部局と調整をお願いしたいと思います。

それでは、議第54号について決議をさせていただきます。

全委員

異議なし。

倉橋委員長

それでは、異議はないので、可決承認いたします。次に議第55号の説明をお願いします。

(3) 議第55号(福知山市いじめ問題対策連絡会議設置要綱の制定について)
芦田次長兼学校教育課長

資料の21ページからですが、22、23ページの「要綱(案)」本文にて説明いたします。

まず、この連絡会議ですが、先ほどの議案、「いじめ基本方針」のところでも申し上げましたが、いじめにかかわる子どもたちの状況や学校現場、また、それぞれ関係機関で対応している状況等を含め、それぞれ専門的な見地などの意見交流をする中で、いじめ防止の対策を考えていこうというものでして、その設置について、第1条であります、「いじめ防止対策推進法」の第14条第1項と、先ほどの「いじめ防止対策基本方針」に基づき設置するものでございます。

その所掌事務として、第2条の基本方針の中でも申し上げましたが、関係機関と連携する中で、いじめ防止に関わる情報、対策をとるための情報交流と、児童等をいじめから守る取組について意見交換を行うとしております。

組織として第3条の会議は委員15人以内で組織するものです。

この資料では基本方針の12ページになりますが、(1)の連絡会議の設置のところで示しておりますようなメンバーで構成することになります。その任期は「2年」としてありますが、このたびスタートにあたっては、「経過措置」として、次の23ページの条文末尾に書いておりますように、平成28年3月31日までとします。これは、今回スタートに当たっては、関係機関、関係者への調整等に時間を要しますので、例えば、連絡会議の結成が6月になった場合、2年の任期を務めた後の、あるいは、欠員が出た場合の後任者の任期が2年後の6月といったことにならないように、今回初回の委員の任期については、経過措置を設けることで、先々、年度切りの良いところで会議自体が継続できるようにしたものです。

次に、第4条の「会長・副会長」ですが、この連絡会議は、いじめ防止対策推進法では、「地方公共団体」市の構えで設置することができるとなっているため、会長に「副市長」、副会長に「教育長」を充てるとしたものです。

第5条、この会議は、会長が召集し、議長を務めるとし、また第2項では、そのときの案件等の事情によっては、委員以外の方に出席いただき、意見を聞くことができるとしております。更に第3項では、会議案件の緊急性や専門性などによっては、全委員を集めることなく、一部の委員で会議を開催できるとしております。

第6条は「秘密の保持」について規定しております。

第7条の「庶務」、いわゆる事務局は、学校教育課と人権推進室が行うとしております。

次の「その他」とばしまして、最後ですが、附則として、「施行期日」は告示の日としております。4月1日になるかと思えます。また、「経過措置」であります、先ほど説

明申し上げたようなことをございます。

倉橋委員長 このことについて、ご質問はありませんか。

池田部長 一か所、訂正させていただきます。第7条のところですが、「市民人権部人権推進室」となっておりますところを「市民人権環境部・・・」に訂正をお願いいたします。

瀬田委員 「福知山市いじめ防止基本方針（案）」の12ページの第2の1の（1）の「福知山市いじめ問題対策連絡会議」が、この設置要綱に対応しているものと思われませんが、（2）の「福知山市いじめ防止対策委員会」は『市教育委員会は・・・』ということで附属機関という位置づけかなあとと思いますが、この設置については、恒常的に置くものではないのでしょうか。それとも市の対応としては問題事象が起きた時に設置されるものなのでしょうか。

芦田次長兼学校教育課長 対策委員会は、重大事態に備えて体制を整えておくものです。

倉橋委員長 青少年問題協議会と似ているなあと思いました。

荒木教育長 いじめに関して話し合う組織の重複があるのではないかとということもあり、整理していかなければならないと考えております。

倉橋委員長 他に質問はありませんか。
それでは、決議させていただきます。

全委員 異議なし。

倉橋委員長 それでは、異議はないので、可決承認いたします。
次に議第56号「福知山市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の説明をお願いします。

（4）議第56号（福知山市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について）

塩見図書館中央館長

資料24ページからお願いします。
条文については、第2条第1項中「副館長及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第4項中「副館長及び」を削るというものです。また、国民の祝日を新たに開館にしておりますが、時間の設定が出来ておりませんでしたので、午前10時から午後6時まで開館するものです。また、第7

条第1項第1号中「国民の祝日に関する法律に規定する」を「祝日法による」に改め、同項第2号中「。」を削るものがあります。

資料28ページの第6条と第7条の第2項については、部長専決で「教育委員会は、前項の規定にかかわらず必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。」といたしました。

倉橋委員長 このことについて、ご質問はありませんか。
中央館は、祝日は開館し、分館は、祝日は休みということですね。

塩見図書館中央館長 はい、そうです。休日、祝日は午後6時までの開館です。

倉橋委員長 決議させていただきます。

全委員 異議なし。

倉橋委員長 それでは、異議はないので、可決承認いたします。
次に報告事項に移ります。

5. 教育委員会 報告・説明事項について

(1) 後援申請の承認結果について

由里教育総務課係長 ～資料に基づき報告～

No.87 平成27年度第43回福知山市中学校春季大会

No.88 2015年度YMCA水上安全キャンペーン

倉橋委員長 後援承認について、質問はありますか。
水上安全キャンペーンは、どのようなことをされるのですか。

芦田次長兼学校教育課長 水難事故の防止を呼びかけるポスターやハンドブックを子どもに配布し事故防止を啓発するものです。

倉橋委員長 他にありませんか

全委員 特になし。

倉橋委員長 次の報告事項をお願いします。

(2) 教科用図書採択地区の変更について

芦田次長兼学校教育課長 資料は39ページからになります。
府教委からの文書をそのままつけております。

この文書の趣旨としては、「教科用図書の無償措置に関する法律」が改正されたことにより変更を行ったというもので、その下記2のとおり、丹後教育局の管内に、教科書採択地区が、与謝地区と京丹後市地区の2つあったものを統合することで、同じ教育局管内での教材研究や指導方法の工夫改善を図ろうというものです。

そこで41ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、今回の変更に合わせて、構成地区について「郡」「市」としていたものを「市町村」として、関係自治体名の整理もされております。与謝地区・京丹後市地区については、統合するにあわせて、与謝郡の中に「宮津市中学校組合」が宮津市とは別に入っていたものも整理されております。

山城地区では、市町村自治体名の整理がされております。

また、中丹地区については、三市の並び順が変わっておりますが、これは、京都府教育委員会基本規則の規定する教育局の所管区域の表の順に直されたものです。

なお、平成27年度以降の教科書採択に当たっては、これまで中丹教育局が事務局を持っていたところですが、昨年、小学校の教科書採択にかかる第1回目の採択委員会の際に規約改正があり、「採択委員会」というのが「採択協議会」となるとともに、事務局を三市で持ち回りということになり、来年は、平成28年度から使う中学校の教科書の採択を行うこととなりますが、来年度の事務局は、綾部市がもつことに決まっております。

更には、4年後には小学校の教科書採択ということになりますが、そのときには、この表の順で、福知山市が事務局を受け持つこととなります。

以上簡単ですが、説明いたします。

倉橋委員長 このことについて、御質問、御意見はありませんか。

全委員 特になし。

倉橋委員長 それでは、次の「（仮）福知山市第2次子ども読書活動推進計画」の策定についてをお願いします。

（3）（仮）福知山市第2次子ども読書活動推進計画」の策定について
塩見図書館中央館長

福知山市第2次子ども読書活動推進計画の策定については、資料42から43ページのとおりであります。44ページが策定スケジュールで、1月には策定することとしております。45ページは策定委員会の委員の案であり学識経験者及び小中学校などから8名程度で進めていきたいと思っております。また庁内委員も設け成果と課題を検討していきたいと思っております。46ページは策定委員会設置要綱であります。

倉橋委員長 御質問、気づかれたこと等、ありませんか。

塩見委員

学校アンケートについて、4月に素案作成ということですが、ここに添付されている素案の（案）について、2つほど質問いたします。

「問4」の26年度末の生徒数とありますが、児童数も入れていただけたらと思います。また、「問11」ですが、「問9」となっているのは「問10」ではないかと思いますが、どうでしょうか。「問16」の設問は検討していただければと思います。

塩見図書館中央館長

「問11」については、そのとおりであります。

荒木教育長

この根拠になっております法律ができた背景は、どうだったのでしょうか。

塩見図書館中央館長

申し訳ありませんが、お調べしておきます。

倉橋委員長

他に何かありませんか。

全委員

特になし

6. 閉会

倉橋委員長が閉会を宣言。